

もう準備はお済ですか？

電子帳簿保存法 法改正対応セミナー

電子帳簿保存法の法改正について

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性向上・記帳水準の向上に資するために令和3年度の法改正によって、電子帳簿保存法について抜本的な見直しが行われ、法改正が実施されました。既に法改正済ですが、令和5年は従来通りの帳簿対応で問題ない^{ゆうじょ}有恕期間となっています。令和6年からは改正された法律に則った帳簿処理が必要です。本講習会は法改正の内容等について、噛み砕いてご説明します。

日時：令和5年12月22日（金）15：00～17：00

会場名：東久留米市商工会館 東久留米市幸町3-4-12 TEL 042-471-7577

講師：佐々木健国際税理士事務所 代表税理士 佐々木 健

※zoomでも配信いたします。zoom参加希望者は下記の申込書にメールアドレスを記入ください。

講師プロフィール

- 立教大学経済学部卒業
- 大蔵省国際金融局、東京国税局等に勤務後、佐々木健国際税理士事務所を設立
- 税理士、MBA(経営管理学修士)、専門社会調査士、アジア太平洋マーケティング研究所シニア研究員
- マーケティング・コンサルタントとしても東証プライム上場企業での幹部職員向け研修講師実績多数

参加申込書

参加申込書 ▶ 【FAX 042-475-4310】

事業所名	事業内容	
電話番号	住所	
参加者①	参加方法	<input type="checkbox"/> 会場 <input type="checkbox"/> Zoom(アドレスを記載↓)
参加者②	参加方法	<input type="checkbox"/> 会場 <input type="checkbox"/> Zoom(アドレスを記載↓)

※本申込書に記入いただいた個人情報、講習会運営等についてのみ使用します。

お問い合わせ

東久留米市商工会

担当 千葉
住所 東久留米市幸町3-4-12
電話 042-471-7577